

令和5年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第48号 別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第49号 別府市税条例の一部改正について
- 議第50号 別府市税特別措置条例の一部改正について
- 議第51号 ハイパフォーマンスジム別府の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第52号 鉄輪地区駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第53号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第54号 別府市火災予防条例の一部改正について
- 議第55号 市長専決処分について
- 議第56号 市長専決処分について
- 議第57号 市長専決処分について
- 議第58号 市長専決処分について
- 議第59号 市長専決処分について
- 議第60号 市長専決処分について

議第48号

別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

附則第3項から第5項までを削ります。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部職員課

議第49号

別府市税条例の一部改正について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）により、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

森林環境税を導入することに係る規定を整備します。（第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係）

3 施行期日 令和5年7月1日。一部は令和6年1月1日又は令和7年1月1日

4 担当課 総務部市民税課

議第50号

別府市税特別措置条例の一部改正について

1 趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第26条に規定する総務省令で定める施設の要件である設置期限が延長されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

対象施設の設置期限を令和7年3月31日とします。

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 総務部資産税課

議第51号

ハイパフォーマンスジム別府の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
ハイパフォーマンスジム別府を指定管理者に管理させること等に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
 - (1) ハイパフォーマンスジム別府の開館時間を午前10時から午後10時までとします。(第3条関係)
 - (2) ハイパフォーマンスジム別府の休館日を木曜日及び12月29日から翌年1月3日までとします。(第5条関係)
 - (3) 指定管理者による管理の規定を定めます。(第13条、第14条、第15条関係)
- 3 施行期日 令和5年9月1日
- 4 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第52号

鉄輪地区駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

- 1 趣旨
熱の湯前駐車場及び鉄輪温泉地区駐車場の駐車料金を定めること等に伴い、条例を制定します。
- 2 議案の内容
 - (1) 第1条に鉄輪地区駐車場の設置について規定し、第2条以下に名称及び位置、供用時間、駐車できる自動車の種類、駐車料金、駐車拒否、供用の休止、賠償の責任、損害賠償の義務、指定管理者による管理等を規定します。
 - (2) 駐車料金について
 - ア 1台につき最初の1時間までは100円とし、1時間を超える時間は1時間ごとに100円を加算します。

イ 5時間を超える場合は、最初の12時間までは500円とし、12時間を超えるときは超える時間の12時間までごとに500円を加算します。

ウ 鉄輪むし湯に入浴した者の駐車料金の算定に当たっては、別に定める時間を減額します。

3 施行期日 規則で定める日

4 担当課 観光・産業部温泉課

議第53号

別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

研究棟に設置している機械の使用に係る許可を受けることができる者の範囲を拡大すること及び当該機械の種類を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表第2を次のように改めます（太字を追加、二重取消線を削除）。

区分	金額
昇降盤機	1台30分につき 165円
自動鉋機	1台30分につき 165円
手押鉋機	1台30分につき 165円
丸鋸機	1台30分につき 165円
軸傾斜横切盤	1台30分につき 165円
ベルトサンダー	1台30分につき 165円
染色釜	1台30分につき 165円
糸鋸機	1台30分につき 110円
角のみ機	1台30分につき 110円
グラインダー	1台30分につき 110円
卓上ボール盤	1台30分につき 110円
コンプレッサー	1台30分につき 110円
竹荒はぎ機	1台30分につき 110円
竹幅面取機	1台30分につき 110円

竹厚物幅取機	1台30分につき 165円
ロクロ機	1台30分につき 165円
研磨機	1台30分につき 110円
スパイラルサンダー	1台30分につき 110円
卓上帯鋸盤	1台30分につき 110円
火曲げ	1台30分につき 110円
その他の機械器具	1台30分につき 165円

- 3 施行期日 令和5年9月1日
- 4 担当課 観光・産業部産業政策課

議第54号

別府市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正され、急速充電設備について、全出力の上限の撤廃その他火災予防上必要な措置の見直しがされたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 急速充電設備の充電対象を拡大し、全出力の上限を撤廃します。（第11条の2関係）
- (2) 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないものとします。（第23条関係）

- 3 施行期日 公布の日。一部は、令和5年10月1日
- 4 担当課 消防本部予防課

議第 5 5 号

市長専決処分について

1 趣旨

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯及び低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することに伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）

(2) 処分年月日 令和 5 年 4 月 1 1 日

3 担当課 市民福祉部ひと・暮らし支援課、こども部子育て支援課

議第 5 6 号

市長専決処分について

1 趣旨

省エネ性能の高い家電製品の購入に対し、補助金を交付すること、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減を図るため、指定ごみ袋を配布すること等に伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）

(2) 処分年月日 令和 5 年 5 月 2 日

3 担当課 市民福祉部生活環境課、教育部教育政策課、こども部子育て支援課

議第 5 7 号

市長専決処分について

1 趣旨

食料品価格高騰の影響を受けている高齢者配食サービス事業者の負担軽減を図るため、食材費高騰相当額を市が負担することに伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(2) 処分年月日 令和5年5月2日

3 担当課 市民福祉部高齢者福祉課

議第58号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和5年別府市条例第24号

別府市税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和5年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴う様式を追加します。（第46条、第48条、第50条、第98条関係）

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を令和6年度から令和9年度までに延長します。

ウ 地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正をします。

(4) 施行期日 令和5年4月1日

3 担当課 総務部市民税課

議第59号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 令和5年別府市条例第25号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

- (2) 処分年月日 令和5年3月31日

- (3) 主な改正内容

地方税法の改正による条項の移動等に伴う所要の改正をします。

- (4) 施行期日 令和5年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

議第60号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 令和5年別府市条例第26号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- (2) 処分年月日 令和5年3月31日

- (3) 主な改正内容

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の上限を20万円から22万円に、国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を28万5千円から29万円に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を52万円から53万5千円にします。（第3条、第25条関係）

- (4) 施行期日 令和5年4月1日

3 担当課 いきいき健幸部保険年金課

令和5年第2回別府市議会定例会 追加議案（その他）の概要

議第61号

他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 利用に供させる公の施設を設置する他の普通地方公共団体は、豊後大野市です。
- (2) 利用に供させる公の施設は、三重全天候型運動場です。

3 担当課 企画戦略部政策企画課